

写

広労発基 1107 第 1 号
令和 4 年 11 月 7 日

広島地方労働審議会
会長 野北 晴子 様

広島労働局長
阿部 充

広島県既製服縫製業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、広島県既製服縫製業最低工賃（平成 11 年広島労働基準局最低工賃公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。